

放課後児童健全育成事業について

令和4年度第1回 健全育成指導者養成研修（都道府県認定資格研修講師養成研修）資料

厚生労働省 子ども家庭局
子育て支援課 健全育成推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

子ども・子育て支援新制度における 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） の位置付け等について

子ども・子育て支援新制度のポイント



新制度は、

- 待機児童の解消、**小1の壁の打破**

- 子育て不安の解消

など、子どもや子育てを巡る諸課題を解決し、少子化の進行を食い止め、子どもを産み育てやすい社会の実現を目指す。

消費税率10%への引き上げにより確保する0.7兆円程度を含め、追加の恒久財源を確保し、子育て支援の質、量の両面にわたる拡充を図る。

新制度の取組は、市町村が中心となって進める。

(地域の子育て支援ニーズを把握し、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成し、計画的に整備)



子ども・子育て支援新制度の概要

	市町村主体	国主体	
現物給付	子どものための教育・保育給付 認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援 施設型給付費 認定こども園 0～5歳 幼保連携型 ※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施 幼稚園型 保育所型 地方裁量型 幼稚園 3～5歳 保育所 0～5歳 ※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁 地域型保育給付費 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	子育てのための施設等利用給付 施設型給付を受けない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る支援 施設等利用費 施設型給付を受けない幼稚園 特別支援学校 預かり保育事業 認可外保育施設等 ・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) ※認定こども園(国立・公立大学法人立)も対象	地域子ども・子育て支援事業 地域の実情に応じた子育て支援 ①利用者支援事業 ②延長保育事業 ③実費徴収に係る補足給付を行う事業 ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ⑤放課後児童健全育成事業 ⑥子育て短期支援事業 ⑦乳児家庭全戸訪問事業 ⑧養育支援訪問事業 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ⑨地域子育て支援拠点事業 ⑩一時預かり事業 ⑪病児保育事業 ⑫子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) ⑬妊婦健診
	仕事・子育て両立支援事業 仕事と子育ての両立支援 ・企業主導型保育事業 ⇒ 事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援(整備費、運営費の助成) ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 ⇒ 繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援 ・中小企業子ども・子育て支援環境整備事業 ⇒ くるみん認定を活用し、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業を支援		
現金給付	児童手当等交付金 (児童手当等に基づく児童手当、特例給付の給付)	手当月額 (一人当たり) 0～3歳未満 一律15,000円 3歳～小学校修了まで 第1子・第2子:10,000円 第3子以降:15,000円 中学校 一律10,000円 所得制限限度額以上 一律5,000円(特例給付)	

地域子ども・子育て支援事業の概要について

- ・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。(子ども・子育て支援法第59条)
- ・国及び都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。
- ・費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ1/3
(利用者支援事業については、国2/3、都道府県・市町村それぞれ1/6、妊婦健診については交付税措置)

①利用者支援事業

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

②延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

③実費徴収に係る補正給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等、特定子ども・子育て支援に対して保護者が支払うべき食事の提供(副食の提供に限る)にかかる費用を助成する事業

④多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

⑤放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭における養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な養育・保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))

5

⑦乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談を行う事業

⑧養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師や助産師、保育士が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導や助言等により養育能力を向上させるための支援を行う事業

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を行う事業

⑨地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

⑩一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑪病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

⑫子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

⑬妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

6

子育てを社会全体で支える

●支援の量^量を拡充！

待機児童の解消をはじめ、必要とする全ての家庭が利用できる支援を目指す。
 子どもの年齢や親の就労状況に応じた多様な支援を用意。保育や子育て支援の選択肢を増やす。
 1人目はもちろん、2人目、3人目も安心して子育てできるように、保育の受け皿を増やす。



※保護者が昼間家庭にいない小学生の通う「放課後児童クラブ」や子どもが病気のときに預けられる「病児保育」などの支援も増やす。

●支援の質^質を向上！

子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指す。

(例)

幼稚園や保育所、認定こども園・児童養護施設等の職員配置の改善

幼稚園や保育所、認定こども園・児童養護施設等の職員の処遇改善

放課後児童クラブの充実

7

子ども・子育て支援の意義のポイント(基本指針)

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

8

「子ども・子育て支援新制度」に関する情報は内閣府のホームページへ

- <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/>

内閣府 子ども・子育て支援新制度 **検索**

- 内閣府子ども・子育て本部では SNSでも情報発信しています！

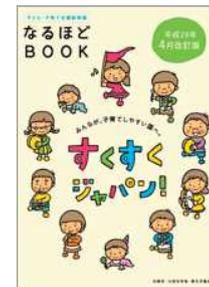
Facebook: <https://www.facebook.com/sukusuku.japan>

twitter: https://twitter.com/sukusuku_japan

Instagram: <https://www.instagram.com/sukusuku.japan>

- ホームページでは、例えばこんな資料を掲載しています。

- 制度の概要
- 「子ども・子育て支援新制度」なるほどBOOK
- 子ども・子育て会議の資料・議事録・動画
- 事業者向けFAQ
- 自治体向け情報(説明会資料、自治体向けFAQなど)
- 教育・保育施設等における事故報告集計 など



9

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の制度改正経緯①

年度（西暦）	主な動き・内容
昭和51年（1976年）	厚生省が「都市児童健全育成事業」を創設
平成2年（1990年）	1. 57ショック（平成元年の合計特殊出生率が昭和41年の丙午の年を下回る）
平成3年（1991年）	「都市児童健全育成事業」のメニュー事業として実施していた「児童育成クラブ」を「放課後児童対策事業」に組み替え
平成6年（1994年）	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 中央児童福祉審議会家庭児童健全育成対策部会が「法的位置付けも含め検討する」旨を意見具申 ▪ 「エンゼルプラン」（平成7年～16年）及び「緊急保育対策等5か年事業」（平成7年～11年）を策定 ▪ 放課後児童クラブ 4, 520カ所→9, 000カ所
平成8年（1996年）	中央児童福祉審議会基本問題部会が法定化に向けての検討について中間報告
平成9年（1997年）	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 中央児童福祉審議会が「放課後児童健全育成事業」の法定化（位置付けの明確化）を答申 ▪ 児童福祉法の改正により、「放課後児童健全育成事業」を法定化（平成10年4月1日施行）
平成11年（1999年）	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 「新エンゼルプラン」を策定（平成12年～16年） ▪ 放課後児童クラブ 9, 000カ所→11, 500カ所
平成16年（2004年）	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 「子ども・子育て応援プラン」を策定（平成17年～21年） ▪ 15, 133カ所→17, 500カ所（全国の小学校区の約4分の3で実施）
平成19年（2007年）	「放課後児童クラブガイドライン」（局長通知）を策定
平成21年（2009年）	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 「子ども・子育てビジョン」を策定（平成22年～26年） ▪ 81万人→111万人（平成29年度に40%（小学1～3年サービス提供割合）に達する潜在需要に対し、平成26年度までに32%のサービス提供割合を目指す）
平成22年（2010年）	子ども・子育て新システム検討会議を設置（少子化社会対策会議決定）
平成24年（2012年）	子ども・子育て関連3法成立
平成26年（2014年）	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（省令基準）を策定 ▪ 市町村が国の省令基準に基づき、設備及び運営に関する条例を制定 ▪ 「放課後子ども総合プラン」を策定（平成31年度末までに、約30万人分を新たに整備） ▪ 「少子化社会対策大綱」を閣議決定（目標：2019（平成31）年度末） ▪ 放課後児童クラブ：122万人 ▪ 放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数：解消をめざす ▪ 「放課後児童クラブ運営指針」を策定（局長通知）

10

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の制度改正経緯②

年度（西暦）	主な動き・内容
平成27年（2015年）	子ども・子育て支援新制度施行
平成28年（2016年）	運営指針解説書策定
平成29年（2017年）	<p>「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> 放課後児童健全育成事業（子ども・子育て支援法（平24法65）59条5号及び児童福祉法6条の3第2項）に従事する者及びその員数（児童福祉法34条の8の2第2項）に係る「従うべき基準」については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう、参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ※地方三団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会）からの地方分権提案
平成30年（2018年）	<ul style="list-style-type: none"> 省令基準第10条改正（平成30年4月1日施行） <ul style="list-style-type: none"> →「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの」を追加 ※「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定） 放課後児童支援員の基礎資格等については、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することとし、平成29年度中に省令改正をする。 「新・放課後子ども総合プラン」を策定（2023年度末までに、約30万人分を新たに整備） 「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定） 放課後児童健全育成事業（6条の3第2項及び子ども・子育て支援法（平24法65）59条5号）に従事する者及びその員数（34条の8の2第2項）に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
平成31年／令和元年（2019年）	<ul style="list-style-type: none"> 省令基準第10条改正（平成31年4月1日施行） <ul style="list-style-type: none"> →「放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。」 ※「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定） 放課後児童支援員認定資格研修の実施の事務・権限については、平成31年度から指定都市も実施できることとし、平成30年度中に省令を改正する。 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年6月7日公布） <ul style="list-style-type: none"> →事業の質を担保した上で、地域の実情を踏まえた対応が可能となるよう、市町村が条例を定めるに当たっては、事業に従事する者及びその員数についても基準省令を参酌するものとする。 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（令和2年4月1日施行） 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行について」（局長通知） 「放課後児童健全育成事業の質の確保及び向上に向けた取組の推進について」（課長通知）
令和2年（2020年）	<ul style="list-style-type: none"> 省令基準第10条改正（令和2年4月1日施行） <ul style="list-style-type: none"> →「放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。」

11

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

※平成9年の児童福祉法改正により法定化（児童福祉法第6条の3第2項）：平成10年4月施行

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした（平成27年4月施行）

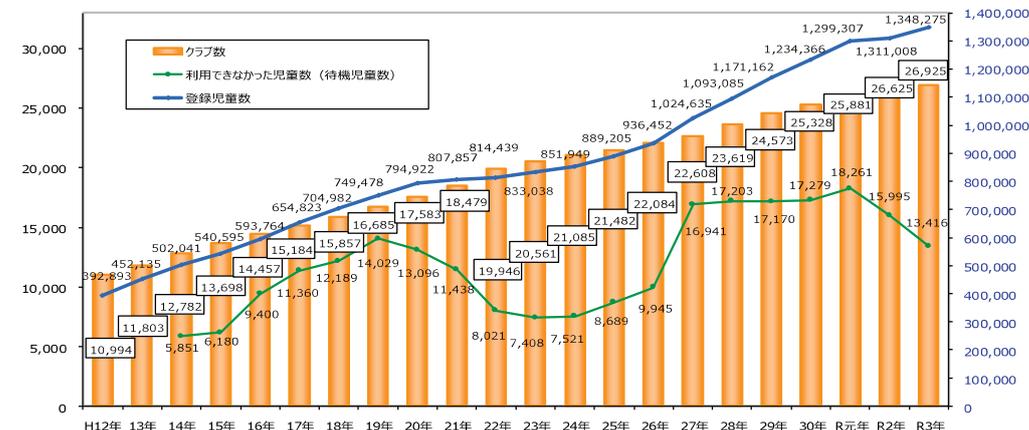
【現状】（令和3年5月現在）

- クラブ数 26,925か所
（参考：全国の小学校18,889校）
- 支援の単位数 35,398単位
- 登録児童数 1,348,275人
- 利用できなかった児童数（待機児童数）13,416人

【今後の展開】

○「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日策定）を踏まえ、放課後児童クラブについて、**2021年度末までに約25万人分（約122万人から約147万人）**を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ**2023年度末までに計約30万人分（約122万人から約152万人）**の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

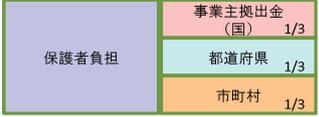
〔クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移〕 (人)



※5月1日現在（令和2年のみ7月1日現在）厚生労働省調査

12

放課後児童クラブの主な法改正事項

	新制度施行前	新制度施行後(平成27年4月～)
対象児童 (児童福祉法 第6条の3第2項)	おおむね10歳未満の留守家庭の小学生	留守家庭の小学生 <small>※保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知する。(衆/参・附帯決議)</small>
設備及び運営 の基準 (法第34条の8の2)	特段の定めなし	国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定 [従事する者及び員数...従うべき基準→参酌すべき基準(R2.4.1施行)] [施設、開所日数、時間など...参酌すべき基準]
市町村の関与 (法第34条の8第2項)	開始後1ヶ月以内に事後の届け出など [届け出先:都道府県]	事業開始前の事前の届け出など [届け出先:市町村]
市町村の情報収集 (法第21条の11)	子育て支援事業に関し、必要な情報の提供	子育て支援事業に関し、必要な情報の収集及び提供
事業の実施の促進 (法第56条の7第2項)	特段の定めなし	市町村の公有財産(学校の余裕教室など) の貸付け等による事業の促進
計画等 (子ども・子育て支援法 第61条)	・「市町村行動計画」の策定。 ・総合的かつ効果的に次世代育成支援 対策を推進する努力義務	・「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定 ・区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定 ・総合的かつ計画的に事業を実施する責務 <small>※地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。(参・附帯決議)</small>
費用負担割合	 <p style="font-size: small;">※総事業費の1/2程度を保護者負担と整理のうえ 予算計上している。</p>	 <p style="font-size: small;">※質の改善(向上)にかかる費用については、事業主拠出金は充当しない。 (平成24年3月2日少子化社会対策会議決定) ※放課後児童健全育成事業に従事する者の処遇改善に資するための施策について検討を加え、 所要の措置を講ずる。(子ども・子育て支援法附則第2条第3項) ※子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定財源の確保に努める。 (同法附則第3条) ※幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要 であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超につ いて、速やかに確保の道筋を示す。(参・附帯決議)</p>

放課後児童クラブの設備運営基準について

- 放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった
- このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号)を策定・公布した

＜主な基準＞

支援の目的(参酌すべき基準)(第5条)

- 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

職員(参酌すべき基準)(第10条)

- 放課後児童支援員(※)を、支援の単位ごとに2人以上配置(うち1人を除き、補助員の代替可)
- ※ 保育士、社会福祉士等(「児童の遊びを指導する者」の資格を基本)であつて、都道府県知事、指定都市市長又は中核市長が行う研修を修了した者
- ※ 令和元年度まで、「職員」は従うべき基準であつたが、地方分権提案により、令和2年度より参酌すべき基準に改正

開所日数(参酌すべき基準)(第18条)

- 原則1年につき250日以上
- ※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

その他(参酌すべき基準)

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

設備(参酌すべき基準)(第9条)

- 専用区画(遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース)等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

児童の集団の規模(参酌すべき基準)(第10条)

- 一の支援の単位を構成する児童の数(集団の規模)は、おおむね40人以下

開所時間(参酌すべき基準)(第18条)

- 土、日、長期休業期間等(小学校の授業の休業日)
→ 原則1日につき8時間以上
- 平日(小学校授業の休業日以外の日)
→ 原則1日につき3時間以上
- ※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める

放課後児童クラブと 放課後児童支援員認定資格研修について



放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドラインの概要

【「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」（平成27年5月21日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）】

基本的考え方

- 本ガイドラインは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要となる基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得し、有資格者となるための都道府県知事、指定都市市長、中核市市長が行う研修（以下「認定資格研修」という。）の円滑な実施に資するために策定するもの。
- 認定資格研修は、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者等が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日雇発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

研修内容等

事項	主 な 内 容
実施主体	都道府県、指定都市、中核市（都道府県、指定都市、中核市が認定資格研修を実施する上で適当と認める市区町村、民間団体等に一部委託可）
実施内容	
定員	1回の研修の定員は、おおむね100名程度までを想定（認定資格研修の效果に支障が生じない限り、都道府県等の実情に応じておおむね100名程度を上回る定員の設定も可）。
研修項目・科目及び時間数等	研修項目・科目、研修時間数等は、別紙のとおり（講義及び演習を合わせて24時間）（都道府県等の実情に応じて研修科目等を追加しての実施も可）。授業形態は、適宜演習を取り入れたりするなどして学びを深めるような工夫が必要。特に、講師の選定に当たっては、認定資格研修を適切に実施、指導できる者により行われるよう十分配慮する必要がある。
研修期間等	1回の研修の期間は、原則として2～3か月以内で実施（都道府県等の実情に応じて2期に分けて実施するなど6か月の範囲内での実施も可）。研修の時間帯及び曜日の設定については、都道府県等の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫が必要。
研修教材	放課後児童クラブ運営指針及び放課後児童クラブ運営指針解説書を使用。これらに加え、研修カリキュラムを適切に実施する上で適当なものを使用することも可能。

事項	主 な 内 容
科目の一部免除	<p>既に取得している資格等に応じて、以下のとおり、研修科目の一部について免除が可能。</p> <p>① 基準第10条第3項第1号に規定する保育士の資格を有する者 「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達」、「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」(計4科目)</p> <p>② 基準第10条第3項第2号に規定する社会福祉士の資格を有する者 「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」(計2科目)</p> <p>③ 基準第10条第3項第4号に規定する教諭となる資格を有する者 「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達」(計2科目)</p> <p>【免除の考え方】 ○基準第10条第3項に規定する保育士又は社会福祉士の資格を有する者、教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者については、国が定めた公的な養成課程において必要な科目を履修し、一定の資質が担保されているということを前提として、認定資格研修で受講したと同等の基礎的な知識等を既に有していると認められる科目についてのみ免除を行うこととし、放課後児童支援員として必要な専門性に係る知識及び技能の習得に関する科目については免除の対象としない。</p>
既修了科目の取扱い	受講者が認定資格研修受講中に、他の都道府県等に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱いについては、既に履修したものとみなし、認定資格研修を実施した都道府県等は、受講者に対し「一部科目修了証」の発行が可能。
修了評価	<p>研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があり、都道府県等は、例えば、1日単位でレポート又はチェックシートを提出させるなど、各受講者が放課後児童支援員として業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認。</p> <p>受講者が提出するレポート又はチェックシートには、科目の履修又は認定資格研修全体を通じて学んだこと、理解したこと、今後役に立つと思われること、研修講師の評価などを記載してもらうことを想定しており、レポート又はチェックシート自体に理解度の評価(判定)を行って、科目履修の可否を決定することまでは想定していないことに留意。</p>

17

事項	主 な 内 容
実施手続	
受講の申込み及び受講資格の確認	都道府県等は、受講希望者が受講の申込みをするに当たり、市区町村を経由させて、受講申込書を提出させることも可能。その際、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当するかの確認(各種資格証や修了証明書、実務経験証明書の原本若しくはその写し等)を、市区町村と連携及び協力して円滑に実施。 なお、基準第10条第3項第9号に該当するかの確認は、当該市区町村が認定したことの証しを添付させるなどの方法により実施。
受講者本人の確認	都道府県等は、受講者本人であることの確認を併せて行うこととし、住民票の写し、健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書等を提出又は提示させ、本人確認を実施。 なお、これらの確認を行うに際しては、受講希望者に対して、募集時等に必要な情報の周知が必要。
受講場所	原則として、現に放課後児童クラブに従事している者はその勤務地の都道府県等で、それ以外の者は現住所地の都道府県等で受講。
修了の認定・修了証の交付	都道府県等は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通様式による「放課後児童支援員認定資格研修修了証」[賞状形式及び携帯用形式]を都道府県知事名、指定都市市長名、中核市市長名で交付(委託は不可)。
認定等事務	
認定者名簿の作成	都道府県等は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者の必要事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等】を記載した「〇〇都道府県放課後児童支援員認定者名簿」を作成。(指定都市等を含む)
認定者名簿の管理	都道府県等は、認定者名簿を管理するに際して、個人情報の保護に十分留意して、安全かつ適切な措置を講ずるとともに、永年保存とし、修了証の再交付等に対応できる体制を整備。
修了証の再交付等	都道府県等は、認定を受けた者が、認定者名簿に記載された内容(氏名、現住所又は連絡先)に変更が生じたこと、又は修了証を紛失(又は汚損)したことの申し出があった際には、速やかに、修了証の再交付等の手続に対応。
認定の取消	<p>都道府県等は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合、当該者の認定者名簿からの削除が可能。</p> <p>① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合 ② 虐待等の禁止(基準第12条)に違反した場合 ③ 秘密保持義務(基準第16条第1項)に違反した場合 ④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など</p>

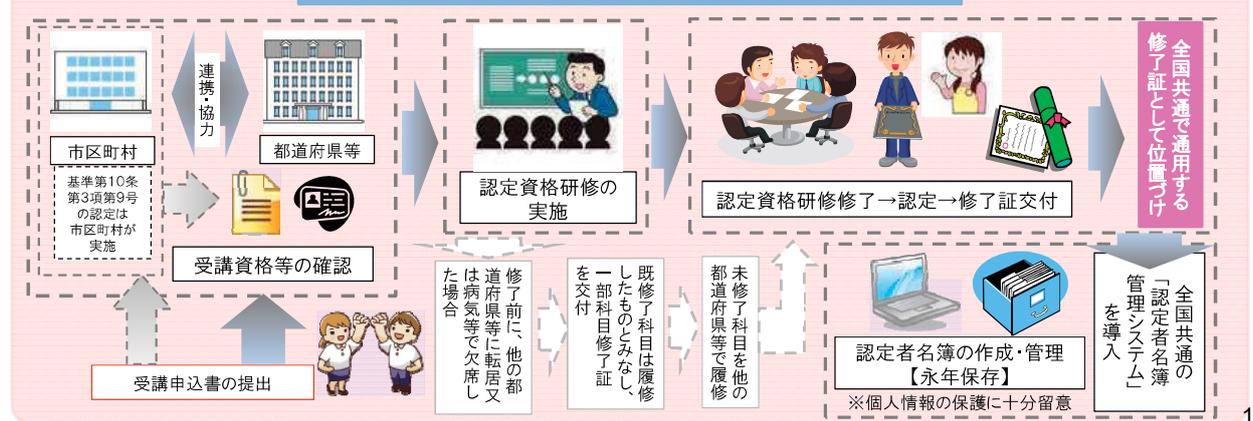
18

事項	主な内容
研修会参加費用	研修会参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者又は運営主体が負担。
費用	国は、都道府県等に対して、認定資格研修の実施に要する経費について、別に定めるところにより補助。 (※)認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ経費及び研修会場までの旅費については、運営費に計上。

本ガイドラインの位置づけ

※ 本ガイドラインは、実施主体である都道府県等が認定資格研修を円滑に実施するために必要な研修内容や実施方法等を網羅的に規定したものであり、認定資格研修の一定の質の確保及び国全体としての一定の均質化を図ることを目的に、全国共通の基本的な指針として位置づけることとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として、「放課後児童支援員認定資格研修事業(都道府県認定資格研修ガイドライン)実施要綱」を平成27年5月21日付けで都道府県あて通知を发出。

認定の仕組み(都道府県等の事務の主な流れ)



19

実施方法(例)

【16科目×90分=1,440分(合計24時間)の場合】

(パターン①)1日90分の講義等を4科目(4コマ)[午前・午後]で計4日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目
10:00~10:30	ガイダンス			
10:30~12:00	講義・演習①	講義・演習⑤	講義・演習⑨	講義・演習⑬
昼食(12:00~13:00)				
13:00~14:30	講義・演習②	講義・演習⑥	講義・演習⑩	講義・演習⑭
休憩(14:30~14:40)				
14:40~16:10	講義・演習③	講義・演習⑦	講義・演習⑪	講義・演習⑮
休憩(16:10~16:20)				
16:20~17:50	講義・演習④	講義・演習⑧	講義・演習⑫	講義・演習⑯

(パターン②)1日90分の講義等を4科目(4コマ)[午前・午後]で2日間、2科目(2コマ)[午後のみ]で4日間、計6日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
10:00~10:30	ガイダンス					
10:30~12:00	講義・演習①	講義・演習⑤				
昼食(12:00~13:00)						
13:00~14:30	講義・演習②	講義・演習⑥	講義・演習⑨	講義・演習⑪	講義・演習⑬	講義・演習⑮
休憩(14:30~14:40)						
14:40~16:10	講義・演習③	講義・演習⑦	講義・演習⑩	講義・演習⑫	講義・演習⑭	講義・演習⑯
休憩(16:10~16:20)						
16:20~17:50	講義・演習④	講義・演習⑧				

(パターン③)1日90分の講義等を3科目(3コマ)[午後のみ]で4日間、2科目(2コマ)[午後のみ]で2日間、計6日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
12:30~13:00	ガイダンス					
13:00~14:30	講義・演習①	講義・演習④	講義・演習⑦	講義・演習⑩	講義・演習⑬	講義・演習⑮
休憩(14:30~14:40)						
14:40~16:10	講義・演習②	講義・演習⑤	講義・演習⑧	講義・演習⑪	講義・演習⑭	講義・演習⑯
休憩(16:10~16:20)						
16:20~17:50	講義・演習③	講義・演習⑥	講義・演習⑨	講義・演習⑫		

(パターン④)1日90分の講義・演習を2科目(2コマ)[午前のみ]で計8日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
8:30~9:00	ガイダンス							
9:00~10:30	講義・演習①	講義・演習③	講義・演習⑤	講義・演習⑦	講義・演習⑨	講義・演習⑪	講義・演習⑬	講義・演習⑮
休憩(10:30~10:40)								
10:40~12:10	講義・演習②	講義・演習④	講義・演習⑥	講義・演習⑧	講義・演習⑩	講義・演習⑫	講義・演習⑭	講義・演習⑯

20

放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修の項目・科目及び時間数

1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解【4.5時間(90分×3)】

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

2. 子どもを理解するための基礎知識【6.0時間(90分×4)】

- ④ 子どもの発達理解
- ⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解

3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援【4.5時間(90分×3)】

- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援

4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力【3時間(90分×2)】

- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携

5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応【3時間(90分×2)】

- ⑬ 子どもの生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能【3時間(90分×2)】

- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

合計 24時間(16科目)

21

令和2年度 放課後児童支援員認定資格研修の実施状況

※厚生労働省調べ

1 研修の実施方法の状況 (都道府県・政令市・中核市数)

実施方法	令和2年度
都道府県等で直接実施	1
民間団体等に一部委託	51
計	52

注:全都道府県で実施、政令市3市、中核市2市で実施

(都道府県・政令市・中核市数)

委託先	令和2年度
NPO法人	16 (31.4%)
株式会社	17 (33.3%)
一般社団法人	3 (5.9%)
公益財団法人	3 (5.9%)
社会福祉法人	1 (2.0%)
その他の団体等	11 (21.6%)
計	51 (100.0%)

注:()内は、民間団体等に一部委託して実施している都道府県等数(51)に対する割合である。

2 研修の開催回数状況 (都道府県・政令市・中核市数)

	令和2年度
1回	8 (15.4%)
2回	13 (25.0%)
3回	11 (21.2%)
4回	5 (9.6%)
5回	5 (9.6%)
6回	1 (1.9%)
7回	1 (1.9%)
8回	1 (1.9%)
9回	1 (1.9%)
10回以上	6 (11.5%)
計	52 (100.0%)

注:()内は、研修を実施している都道府県等(52)に対する割合である。

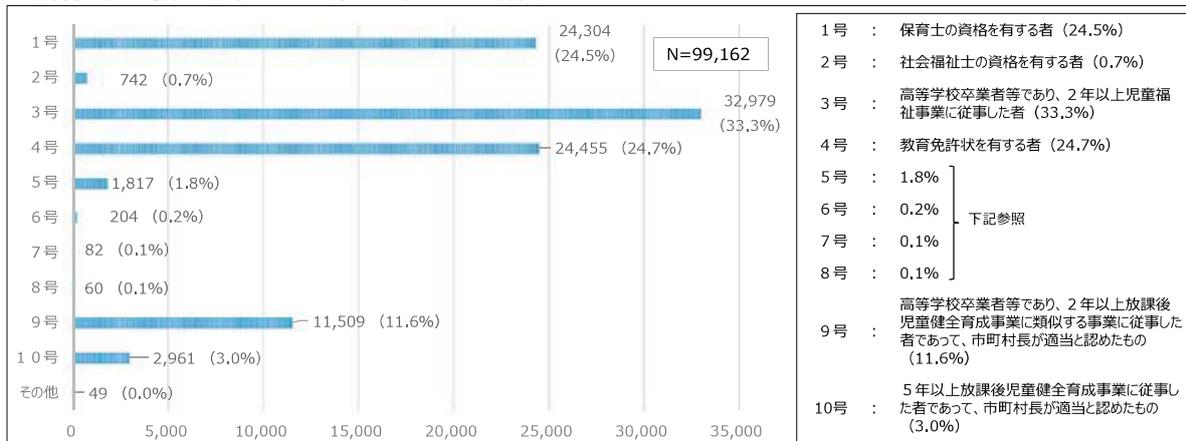
3 受講者数 **14,732人** (令和元年度 23,167人)

22

放課後児童支援員の資格の状況について

○ 放課後児童支援員は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条第3項各号のいずれかに該当する要件であって、都道府県知事又は指定都市・中核市長が行う研修を修了したものである。

＜放課後児童支援員の資格の状況（令和3年5月1日現在）＞※厚生労働省調査



放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条3項

- 一 保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学が認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業業者等」という。）であつて、二年以上児童福祉事業に従事した者
- 四 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）第四条に規定する免許状を有する者
- 五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 九 高等学校卒業業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの
- 十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの

23

放課後児童支援員等に係る研修の実施状況

※令和3年5月1日現在（厚生労働省調べ）

○認定資格研修を受講した者の数

	令和3年	令和2年	増減
認定資格研修を修了した放課後児童支援員の数	90,790 (91.6%)	86,677 (90.4%)	4,113

注：()内は、市町村が条例によって定める基準における放課後児童支援員の人数(令和3年:99,162、令和2年:95,871)に対する割合である。

○研修受講機会の提供状況

	令和3年	令和2年	増減
資質向上のための研修を実施している	26,072 (96.8%)	25,856 (97.1%)	216
職場内での教育訓練(OJT)を実施している	21,345 (79.3%)	21,136 (79.4%)	209
障害児受入のための研修を実施している	22,955 (85.3%)	22,932 (86.1%)	23

注：()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

24

放課後児童健全育成事業を行う事業者の届出について

概要

- 児童福祉法の改正(平成24年8月)により、平成27年4月より、国、都道府県及び市町村以外の者が、放課後児童健全育成事業を行う場合、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出ることとなった。
(※国、都道府県及び市町村以外の者には、実施主体である市町村から放課後児童健全育成事業の委託を受けた者も含まれる。)

届出の内容

- 「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」(平成27年厚生労働省令第17号)に基づき、あらかじめ届け出事項は以下のとおりである。

【事業開始の届出】

- 1 事業の種類及び内容、 2 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
 - 3 定款その他の基本約款、 4 運営規程、 5 職員の定数及び職務の内容、 6 主な職員の氏名及び経歴
 - 7 事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地、 8 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面、 9 事業開始の予定年月日
- ※上記の届出を行う事業者は、収支予算書及び事業計画書についても提出(インターネットで閲覧できる場合を除く)。

- ✓ 上記事項の内容が変更になった場合、一ヶ月以内に届け出ることが必要。

【事業の廃止・休止の届出】

- 1 廃止又は休止しようとする年月日、 2 廃止又は休止の理由、 3 現に便宜を受けている児童に対する措置、
- 4 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

- 届出の様式については、「放課後児童健全育成事業の届出について」(平成27年3月13日付け雇児育発0313第13号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知)において様式例としてお示したところ。

25

放課後児童クラブの設置又は運営の促進について

児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

(保育所の設置又は運営の促進)

第五十六条の七(抄)

- 2 市町村は、必要に応じ、公有財産の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した放課後児童健全育成事業の実施を促進し、放課後児童健全育成事業に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

<趣旨>

- 保育の利用や放課後児童健全育成事業に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるため、市町村が必要に応じて、公有財産の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることを定めるものである。

<第2項>

- 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、希望しても利用できない児童の増加など需要が年々増大している。このような状況の中、新たに創設された子ども・子育て支援法においては、市町村は事業計画を定め潜在的なニーズにも対応することになっており、また、児童福祉法では、対象者の定義を「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」に改正したところであり、放課後児童健全育成事業の実施にかかる供給を増大させる必要がある。

- 放課後児童クラブは家庭の代替機能としての生活の場であり、学校の余裕教室等の適切な環境での事業実施が望ましい。このため、保育所と同様に仕事と子育ての両立支援施策である放課後児童健全育成事業についても、自治体での供給量増大のため、市町村が積極的に関与して公有財産の活用を図り、事業の実施を促進させる必要がある。

- 以上より、放課後児童健全育成事業の実施に関し、公有財産の活用を図る規定を置くものである。

26

放課後児童クラブ運営指針について (平成27年3月31日策定・公表)

「放課後児童クラブ運営指針」策定の経緯及びポイント

策定の必要性

- 放課後児童クラブについては、平成19年に「放課後児童クラブガイドライン」を策定し、運営するに当たって必要な基本的事項を示すことで、各市町村における質の向上を図るための取組を進めてきたところである。
- 平成24年の児童福祉法の改正により、各市町村は、国が省令で定める設備及び運営の基準を踏まえて条例で基準を定めなければならないこととされ、国において、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)」を策定し、全国的に一定水準の質の確保に向けた取組をより一層進めることとした。
- 平成27年4月からは、省令基準を踏まえて各市町村において策定される条例に基づき、放課後児童クラブが運営されることになるが、その運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて集団の中で子どもに保障すべき生活環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性を確保していくことが必要である。
- このため、「放課後児童クラブガイドライン」を見直し、国として運営及び設備に関するより具体的な内容を定めた運営指針を新たに策定することとした。

策定の3つの視点

- | | | |
|--|--|--|
| <p>① 放課後児童クラブの運営実態の多様性を踏まえ、「最低基準」としてではなく、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」としての性格を明確化</p> | <p>② 子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を保障し、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、放課後児童クラブが果たすべき役割を再確認し、その役割及び機能を適切に発揮できるような観点で内容を整理</p> | <p>③ 子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が子どもとどのような視点で関わるのが求められるのかという共通の認識を得るために必要となる内容を充実</p> |
|--|--|--|

省令基準及び運営指針に沿った一定水準の質を確保した放課後児童クラブの全国展開を図る

運営指針の4つのポイント

- ① 放課後児童クラブの特性である「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義し、その育成支援の基本的な考え方等を第1章の総則に新たに記載
- ② 児童期の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理するとともに、子どもの発達過程を踏まえて集団の中での子ども同士の関わりを大切に育成支援を行う際の配慮すべき事項等を第2章に新たに記載
- ③ 放課後児童クラブにおける「育成支援」の具体的な内容を子どもの立場に立った観点から網羅的に記載するとともに、障害のある子どもや特に配慮を必要とする子どもへの対応については、より具体的な受入れに当たっての考え方や留意すべき点なども加味して、第3章に新たに記載
- ④ 運営主体が留意すべき点として、子どもや保護者の人権への配慮、個人情報や守秘義務の遵守及び事業内容の向上に関する点など、放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理等について、第7章に新たに記載

○ 「放課後児童クラブ運営指針」の策定に当たっては、国の調査委託事業の中で、見直しに関する委員会及びWGを設置して検討を行い、平成27年2月に報告書の提出を受け、本報告書の内容等を踏まえ、「放課後児童クラブ運営指針」を策定した。
委員会等のメンバーは、以下のとおり。(五十音順、敬称略、◎は座長、○はWG座長、*はWGメンバー)

氏名	所属	氏名	所属
秋元 紀子*	文京区男女協働子育て支援部児童青少年課	佐藤 晃子*	九州産業大学非常勤講師
飯野 美伽*	湯島児童館 主査 育成室担当	田丸 敏高	福山市立大学教育学部児童教育学科教授
岡部 浩	目黒区子育て支援部子ども家庭課子ども家庭係	中川 一良*	社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館館長
尾木 まり*	母子自立支援員・婦人相談員	◎野中 賢治*	鎌倉女子大学非常勤講師
小野 さとみ*	千葉県浦安市こども部青少年課長	柳澤 邦夫	栃木県上三川町立北小学校長
◎柏女 霊峰	有限会社エムアンドエムインク 子どもの領域研究所所長	<事務局> 山岡 由加子*	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部福祉・労働課 上席課長

29

「放課後児童クラブ運営指針」の概要①

(平成27年3月31日策定・公表)

運営指針の構成

- 第1章から第7章までの構成で、放課後児童クラブにおける育成支援の内容や運営に関する留意すべき事項などを網羅的に記載し、運営していく上での基本的な事項を定めている。
- 各放課後児童クラブは、この運営指針を踏まえ、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めていく。

第1章 総則

放課後児童クラブ運営指針の趣旨と育成支援の基本的な考え方を示し、全体像を理解できる内容を規定

1. 総則
2. 放課後児童健全育成事業の役割
3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

第2章 事業の対象となる子どもの発達

児童期(6~12歳)の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理し、育成支援に当たって配慮すべき内容を規定

1. 子どもの発達と児童期
2. 児童期の発達の特徴
3. 児童期の発達過程と発達領域
4. 児童期の遊びと発達
5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

育成支援を行うに当たって子どもが主体的に過ごし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにしていくために必要となる援助の具体的な方法や障害のある子どもなどに適切に対応していくために留意すべきこと、保護者との信頼関係の構築などの内容を規定

1. 育成支援の内容
2. 障害のある子どもへの対応
3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応
4. 保護者との連携
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

第4章 放課後児童クラブの運営

省令基準に基づく職員体制や集団の規模等の具体的な内容を規定

1. 職員体制
2. 子どもの集団の規模
3. 開所時間及び開所日
4. 利用の開始等に関する留意事項
5. 運営主体
6. 労働環境整備
7. 適正な会計管理及び情報公開

第5章 学校及び地域との関係

連携に当たっての情報交換等の必要性や方法等の内容を規定

1. 学校との連携
2. 保育所、幼稚園等との連携
3. 地域、関係機関との連携
4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

運営主体の責務と放課後児童支援員等の倫理意識の自覚、研修等の事業内容向上の取組内容を規定

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
2. 要望及び苦情への対応
3. 事業内容向上への取り組み

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

省令基準に基づく施設及び設備の環境整備と感染症や事故などへの対応方法等の具体的な内容を規定

1. 施設及び設備
2. 衛生管理及び安全対策

30

「放課後児童クラブ運営指針」の概要②

運営指針の主な内容

第1章 総則

- 「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義し、その基本的考え方として、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図る。
- 放課後児童クラブの役割として、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進し、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

第2章 事業の対象となる子どもの発達

- 放課後児童クラブでは、放課後等に子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすることが求められるため、放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことが必要である。
- 児童期の発達の主な特徴としては、
 - ・ ものや人に対する興味が広がり、その探求のために自らを律することができるようになる
 - ・ 学校、地域など子どもが関わる環境が広がり、多様な他者との関わりを経験するようになる
 - ・ 集団や仲間と活動する機会が増え、その中で規律と個性を培うとともに、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる
- 児童期の発達過程は個人差が大きく、目安として、おおむね6歳～8歳(低学年)、9歳～10歳(中学年)、11歳～12歳(高学年)の3つの時期に区分して捉え、その発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中で子ども同士の関わりを大切に育成支援を行うことが求められる。

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

- 放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる多様な子ども達が一緒に過ごす場であり、放課後児童支援員等には、それぞれの子ども達の発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。
- 育成支援に当たって、放課後児童支援員等に求められる主な内容は以下のとおり。

- ①子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるようにする援助
- ②子どもの出席と心身の状態を把握した適切な援助
- ③子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする援助
- ④日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにする援助
- ⑤子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする援助
- ⑥子どもが自分の気持ちや意見を表現できるようにする援助
- ⑦子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつなどの適切な提供
- ⑧子どもが安全に安心して過ごすことができるような環境の整備や緊急時に適切な対応ができるようにする援助
- ⑨放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携した育成支援

31

「放課後児童クラブ運営指針」の概要③

- 障害のある子どもへの対応については、包容・参加(インクルージョン)の考え方に立ち、放課後児童クラブを利用する機会が確保されるように適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努めるとともに、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように見通しを持って計画的な育成支援を行う。
- 児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図らなければならない。
- 放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。
- 子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、子どもの状況について家庭と情報を共有するとともに、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努める。

第4章 放課後児童クラブの運営

- 放課後児童クラブには、年齢や発達の状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置くこととし、その勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定されることが求められる。
- 子ども集団の規模(支援の単位)は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。
- 開所時間については、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、それ以外の日は1日につき3時間以上、開所日については、1年につき250日以上を原則として、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定するが、新1年生については、保育所との連続性を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。
- 運営主体は、利用を希望する保護者等に必要な情報を提供するとともに、新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められる。
- 運営主体は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。

第5章 学校及び地域との関係

- 子どもの生活の連続性を保障するために、学校との情報交換や情報共有、職員同士の交流等を、日常的、定期的に積極的に行い、その実施に当たっては、個人情報の保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。
- 新1年生の子ども達の発達と生活の連続性を保障するために、保育所、幼稚園等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行う。

32

「放課後児童クラブ運営指針」の概要④

- 放課後児童クラブに通う子どもの生活について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員(主任児童委員)等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図るとともに、事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行う。
- 児童館の中で実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の環境及び水準が担保されるようにする。

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

- 放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要であり、その面積は、子ども1人につきおおむね1.65㎡以上を確保し、室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫することが求められる。
- 衛生及び安全が確保された設備を備え、生活に必要な備品、遊具及び図書を備える。また、日常の衛生管理に努め、医療品を備える。
- 事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行うとともに、その防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、放課後児童支援員等の間で共有する。
- おやつを提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。
- 運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、定期的に(少なくとも年2回以上)訓練を行うなどして適切かつ迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止の措置や訓練などの対応を図る。

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

- 運営主体は、社会的信頼を得るとともに、法令を遵守し、子どもや保護者の人権に十分配慮しながら、一人ひとりの人格を尊重するなど、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む必要がある。
- 放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。
- 子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応し、その内容や対応について職員間で共有する。
- 放課後児童支援員等は、情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、育成支援に当たった課題等について意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるように努める。
- 運営主体は、職場内での教育訓練や研修のみならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障するとともに、職員が自発的、継続的に研修に参加できるように、研修受講計画を策定するなどに取り組んでいくことが求められる。
- 運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努め、評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められるとともに、評価の結果については、職員間で共有し、事業内容の向上に生かす。

33

放課後児童クラブの現状について

放課後児童健全育成事業実施状況調査

概要

- 厚生労働省では、放課後児童クラブ数や利用登録している児童の数（登録児童数）などの状況を把握するための調査を毎年実施している。
- 例年5月1日時点の状況について把握している。（令和2年度のみ7月1日を基準日とした）

調査内容（一部）

- クラブ数、支援の単位数、利用定員数、登録児童数、待機児童数
- 設置・運営主体、実施場所、専用区画、開所日数、開所・終了時刻
- 障害児受入、新1年生の受入開始状況
- 放課後児童支援員（人数、資格、配置状況等）
- 利用料、おやつ、記録、運営規程、会計管理
- 衛生管理・安全対策、苦情、研修機会、自己評価、第三者評価 等について調査している。

公開ページ

- https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/

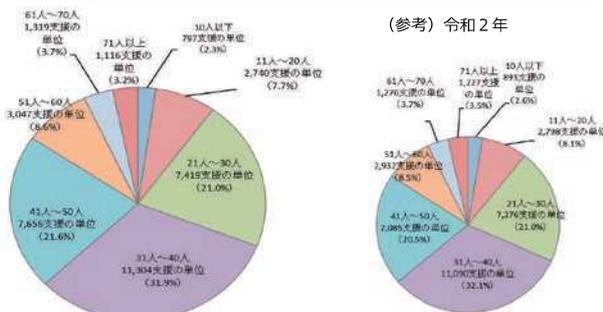
35

放課後児童クラブの現状①

※令和3年5月1日現在
(厚生労働省調)

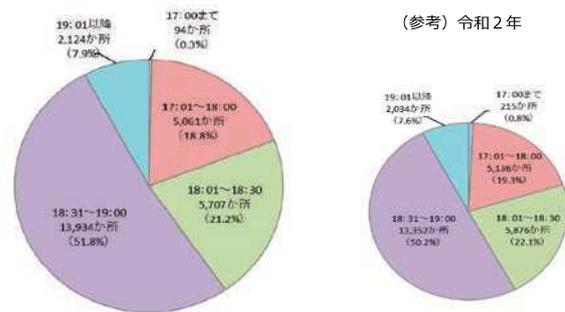
○登録児童数の規模別の状況

登録児童数の人数規模別で見ると、40人までの支援の単位数が全体の約63%を占めている。



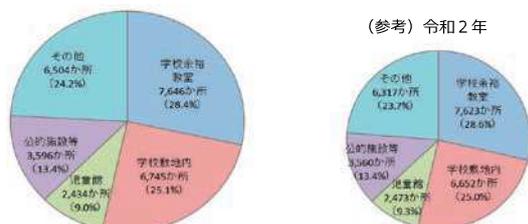
○終了時刻の状況（平日）

18時半を超えて開所しているクラブが全体の約60%を占めており、増加傾向にある。



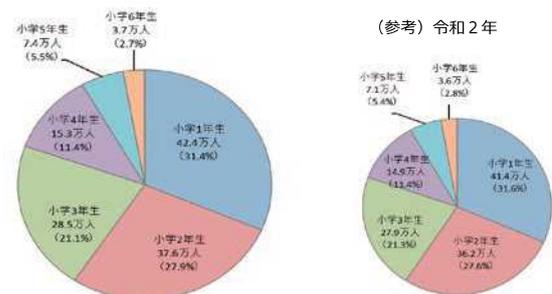
○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約28%、学校敷地内の専用施設が約25%と小学校内での合計が約53%、児童館・児童センターが約9%である。



○学年別登録児童数の状況

低学年（小学1年生から小学3年生）及び高学年（小学4年生から小学6年生）の割合は、ほぼ横ばいとなっている。



※「公的施設等」は、「公的施設利用」及び「公有地専用施設」を指す。